

日本介護品質管理協会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本介護品質管理協会（以下「本協会」という）は、本協会に加わっている事業者または団体（以下「会員」という）の品質管理のために必要な事業を行い、会員の品質管理能力向上を推進し、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本協会は、日本介護品質管理協会と称する。また、その略称を JCQM-A と称する。

(地 区)

第3条 本協会の事業を実施する地区は、日本国内全域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本協会は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

(公告の方法)

第5条 本協会の公告は、本協会事務所の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本協会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ISO 団体認証の推進事業
- (2) 会員の ISO 認証取得および維持のための工程管理事業
- (3) 会員の品質管理能力向上のための研修事業
- (4) ISO 認証団体への手数料支払いの会計処理業務
- (5) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本協会の会員たる資格を有する者は、次の要件を備える事業者または団体とする。

- (1) 介護関連事業を行う企業であり、介コネ会員企業であること

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、本協会に加入することができる。

- 2 本協会は、加入の申込みがあったときは、入会審査委員会においてその諾否を決する。

(退 会)

- 第10条 会員は、あらかじめ本協会に通知したうえで、通知翌月末日において退会することができる。
- 2 前項の通知は、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

- 第11条 本協会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において会員が弁明をする場合、書面にて弁明できる事とし、弁明書を理事会で諮り、再度検討し決議を行う。
- (1) 長期間にわたって本協会の事業を利用しない会員
 - (2) 経費の支払い、その他本協会に対する業務を怠った会員
 - (3) 本協会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
 - (4) 本協会の事業の利用について、不正の行為をした会員
 - (5) 犯罪その他、信用を失う行為をした会員
 - (6) 品質事故を発生（被害、加害問わず）させたとき、発生日を起算に90日以内（約3ヶ月以内）に、法的処置を含め解決に至らなかった場合
 - (7) あらゆる監査（第一者、第二者、第三者）において、重大な不適合を受け、是正処置期限が、不適合報告受領後90日以上（約3ヶ月以上）経過した場合
 - (8) 介コネ会員プランから退会した場合

(費用又は手数料)

- 第12条 本協会は、その行う事業について、会員から費用又は手数料を徴収することができる。
- 2 前項の費用又は手数料は、理事会で定める。

(会 費)

- 第13条 本協会は、その行う事業の経費（費用又は手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、会員から会費を徴収することができる。
- 2 前項の会費として初年度年額59万円（消費税別）、2年目以降年額54万円（消費税別）を支払う。
 - 3 会員は本協会に対し、前項の年額の会費を、初年度は本協会への入会日から14日後を、また翌年度以降は事業年度の初めから14日後を支払期限とし、本協会の指定する方法により支払う。なお、支払手数料は会員の負担とする。
 - 4 本条で定める費用は、本契約締結後は返還を求めることができない。

(届 出)

- 第14条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本協会に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人にあつては、名称及びその代表者名）を変更したとき
 - (2) 事業を行う場所を変更したとき
 - (3) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (4) 組織人員数が、一度で、全体の約10%以上、増減したとき
 - (5) 品質事故を発生（被害、加害問わず）させたとき
 - (6) 内部監査の全ての結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき
 - (7) マネジメントレビュー結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

- 第15条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 3人以内
- (2) 監事 1人

(役員任期)

第16条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 5年
- (2) 監事 5年
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員要件)

第17条 役員のうち、会員又は会員たる法人の役員でない者は、理事については1人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長の選任及び職務)

第18条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長として理事会において選任する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、本協会の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及びその他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員選挙)

第20条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者の過半数の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の過半数の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第21条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第22条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(事務局長)

第23条 本協会に、事務局長を置くことができる。

2 事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第24条 本協会に、事務局長のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第25条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続き)

第26条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を会員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第27条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

2 代理人が代理することができる会員の数は、3人以内とする。

(総会の議事)

第28条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、理事長になる。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議事案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第33条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第34条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第35条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第30条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第36条 本協会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

(解任)

第37条 役員が次の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は、総会の議決による。

第6章 会 計

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 付 則

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第40条 会員の入退会の詳細及び会員の権利義務等の本定款に定めのない事項は、別途会員規約その他理事会で定める諸規定、及び関連する法令に従う。

(施行時期)

第41条 この定款は、令和6年7月1日から施行する。

会員規約

(総則)

- 第1条 この規約は、日本介護品質管理協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という）第40条第1項に基づき、本協会の会員（以下「会員」という）の入退会の詳細及び権利義務等について定めるものである。
- 2 日本介護品質管理協会（以下「本協会」という。）の会員は、自己の行う介護関連事業についての品質管理能力向上を推進し、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。
 - 3 会員は、以下の規約に全て同意したものとみなす。

(会員)

- 第2条 本協会の会員たる資格を有する者は、次の要件を備える事業者および団体とする。
- 介護関連事業を行う企業であり、介コネ会員加入企業であること。
- 2 会員は、本協会の定款、本規約、及び本協会の決議事項を遵守しなければならない。

(会費)

- 第3条 本協会は、その行う事業の経費（費用又は手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、以下の通り会員から会費を徴収する。
- 2 前項の会費として、会員は本協会に対し、初年度年額59万円（消費税別）、2年目以降年額54万円（消費税別）を支払う。
 - 3 会員は本協会に対し、前項の年額の会費を、初年度は本協会への入会日から14日後を、また翌年度以降は事業年度の初めから14日後を支払期限とし、本協会の指定する方法により支払う。なお、支払手数料は会員の負担とする。
 - 4 会員は、本協会との書面又は電磁的措置等による文章を提示する方法によって行う合意に基づき、第3項による支払方法に代えて、下記の通り分割による支払いを行うことができる。
第1回目 初年度は本協会の入会日以降14日限り、また翌年度以降も分割払いを継続する場合は事業年度の初めから14日限り、140,000円（消費税別）を、本協会の指定する方法により支払う。支払手数料は会員の負担とする。
第2回目以降 第1回目の支払月の翌々月以降の10か月間、毎月27日限り45,000円（消費税別）を、本協会の指定する方法により支払う。支払手数料は会員の負担とする。
 - 5 第4項の規定により、初年度と翌年度、及びそれ以降の年度における会費の分割払が重複する場合には、会員と本協会との協議に基づき、支払時期を調整することができる。
 - 6 本条で定める費用は、本協会に対して支払った後、会員は本協会に対して返還を求めることができない。

(費用又は手数料)

- 第4条 本協会は、その行う事業についての費用又は手数料を会員から徴収することができる。
- 2 前項の費用又は手数料は、理事会で定める。

(入会)

- 第5条 第2条の会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、協会に加入することができる。
- 2 本協会は、加入の申込みがあったときは、入会審査委員会においてその諾否を決する。

(資料等の利用制限)

- 第6条 本協会が開示し、会員が第1条2項に定める目的で利用する資料等に関して、同目的に基づく利用以外での会員による利用を禁じる。なお、会員による資料の無断利用が発覚した場合には、第9条の「除名」の条項に抵触するものとし、また本協会より損害賠償の請求をすることができる。

(秘密保持の合意)

第7条 会員は、本協会によって開示されたまたは本協会の業務の履行ないし業務の遂行過程で取得された本協会の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、本協会の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本協会の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。但し、当該秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。また、秘密保持義務は、退会・除名後も存続する。

- (1) 本協会による開示または提供以前に、公然となっている情報
- (2) 本協会による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報
- (3) 本協会による開示または提供の後に公然となった情報
- (4) 本協会から開示または提供されたいかなる情報にもよらず独自に開発した情報
- (5) いかなる秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報

(反社会的勢力の排除)

第8条 会員は、本協会に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を既存する行為

2 本協会は、会員が次のいずれかに該当した場合には、当該会員を除名することができる。

- (1) 前項（1）又は（2）の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項（4）の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により会員が除名された場合には、除名された会員は、本協会に対し、本協会が被った損害を賠償する。

4 第2項の規定により除名された場合には、除名された会員は、除名により生じる損害について、本協会に対し一切の請求を行わない。

(退 会)

第9条 会員は、あらかじめ本協会に通知したうえで、通知翌々月末日において退会することができる。

2 前項の通知は、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第10条 本協会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において会員が弁明をする場合、書面にて弁明できる事とする。

上記弁明が行われた場合、弁明書を理事会で諮り、再度検討し決議を行う。

- (1) 長期間にわたって本協会の事業を利用しない会員
- (2) 経費の支払いその他本協会に対する業務を怠った会員
- (3) 本協会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本協会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- (6) 品質トラブル発生日を起算に、90日以内(約3ヶ月以内)に、法的処置を含め解決に至らなかった場合
- (7) あらゆる監査(第一者、第二者、第三者)において、重大な不適合を受け、是正処置期限が、不適合報告受領後90日以上(約3ヶ月以上)経過した場合
- (8) 介コネ会員プランから退会した場合

(届 出)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本協会に届け出なければならない

ない。

- (1) 氏名及び名称(法人にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 組織人員数が、一度で、全体の約10%以上、増減したとき
- (4) 品質事故を発生(被害、加害問わず)させたとき
- (5) 内部監査のすべての結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき
- (6) マネジメントレビュー結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき

(免責及び損害賠償)

第12条 本協会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、本協会は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わない。

2 本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、本協会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わない。

3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、本協会は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

4 本協会は、本規約その他諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき本協会が会員に提供していた各種内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

(規約の追加・変更)

第13条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 本協会は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当法人により変更された本規約は、本協会のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第14条 本協会の活動または本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、本協会の理事会に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 本協会の活動または本規約に関して、会員と本協会の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と本協会の間で訴訟等が発生した場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(事業年度)

第15条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

1 本規約は令和6年7月1日から施行する。

以上